



「簡易蝶ネクタイ」事件
(知財高判令和2年3月19日 令和元年(行ケ)第10097号¹⁾)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。
- (2) 裁判所は、引用発明1と甲4発明とは、発明の課題や作用・機能が大きく異なるから、甲4に記載された構成の一部のみを取り出し、これを引用発明1の一部の形状として採用することは、当業者が容易に想到できたものであるとは認め難く、むしろ阻害要因があるといえると判断した(特許庁の審決を取消)。

対象特許出願(特願2017-47926号²⁾)

【請求項1】(本件補正後)

結び目を有する子供用簡易蝶ネクタイであって前記結び目の裏側にはシャツの第一ボタンがはまり込むボタン穴が形成された部材が、前記結び目とつながって、前記結び目の表側に貫通しないように形成され、前記ボタン穴は全ての側縁が閉じた縦状の穴であり、前記結び目近辺にシワを有し、前記結び目の裏側のボタン穴が形成された部材とウイングとの間には前記結び目を介して横方向に空洞部分を有し、前記ボタン穴が形成された部材を持ち、閉めてある状態の第一ボタンの上からはめ込むことで装着することを特徴とする子供用簡易蝶ネクタイ。

引用発明1との相違点に係る構成

請求項1に係る本件補正発明と引用発明1(実願平2-127641号(実開平4-81919号)のマイクロフィルム)との相違点である相違点1~3に係る構成は、次の表1の通りである。

(表1)

相違点	本件補正発明	引用発明1
相違点1	子供用である。	特定されていない。
相違点2	全ての側縁が閉じた縦状の穴であるボタン穴である。	下縁から凹状切欠いたボタン係合部19である。
相違点3	ボタン穴が形成された部材を持って装着する。	特定されていない。

甲4に記載された構成

甲4(実願昭59-173953号(実開昭61-88518号)のマイクロフィルム)には、「着脱が簡単で、衣服の損傷がほとんどない装身具取付台の提供を目的とするものであって、かかる課題を解決するために、「略逆三角形に成る合成樹脂又は金属板等の取付台主板に対して上方に係止導孔を連続形成した釦挿通孔を穿設すると共に、他の一部に背面方向に突出する衣服を刺通する適宜長さのピンを突設し、該ピン先端にピン挟持機構を有するピン挿入キャップを着脱自在に外挿冠着し、取付台主板の適宜箇所に複数の取付孔を穿設するか又は格子状に列設して成る」という構成。」が記載されている。

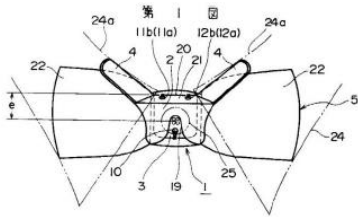
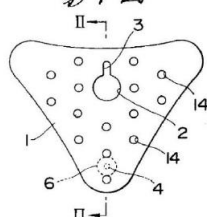
¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5340

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2017-047926/3CB32EC79401BD00FF04980063948B054F98EE8E61ACD88AB600600589477C91/10/ja>

裁判所の判断

相違点2の容易想到性について、裁判所（知財高裁）は、引用発明1は、簡易型のネクタイ本体を取付ける着用具を改良することによって、着用状態における位置ずれや傾きを生じ難く、低コストで生産でき、そして着用操作も容易である簡易着用具付きネクタイを提供することを課題とするのに対し、甲4に記載された考案は、襟飾り、生花等の種々の装飾小物、殊に襟前に止着する装身具について、着脱が簡単であり、かつ、衣服の損傷がほとんどない装身具取付台を提供することを課題とするものであるが、かかる装身具として、蝶ネクタイやネクタイを例示するものではなく、蝶ネクタイやネクタイを着用する際に固有の問題があることを指摘するものでもないことから、引用発明1と甲4発明は、その具体的な課題において、大きく異なると判断した。また、発明の作用・機能についても、引用発明1と甲4発明では、ボタンへの係合方法、衣類への確実な止着及び簡単な着脱の実現手段において、大きく異なると判断した。

以上を踏まえ、裁判所は、引用発明1と甲4発明とは、発明の課題や作用・機能が大きく異なるものであるから、引用発明1に接した当業者が、甲4の存在を認識していたとしても、甲4に記載された装身具取付台の構成から、「細幅の係止導孔(3)を有する円形の釦挿通孔(2)」の形状のみを取り出し、これを引用発明1のボタン係合部19における切欠き状の部分の具体的な形状として採用することは、当業者が容易に想到できたものであるとは認め難く、むしろ阻害要因があり、本件補正発明は、引用発明1に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえないと判断した。

引用発明 1	甲 4 発明
	

まとめ

本件において、裁判所は、引用発明1と甲4発明の課題や作用・機能を詳細に検討し、これらが大きくことなるから、引用発明1に接した当業者が、甲4に記載された形状の一部のみを取り出し、これを引用発明1の一部の形状として採用することは、当業者が容易に想到できないと判断した。

主引用発明に副引用発明を適用する動機付けとして、[特許・実用新案審査基準第III部第2章第2節\(2020.12\)](#)では、技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明の内容中の示唆が例示されているが、構造関連の案件では、副引用発明中の構成の一部を取り出して、主引用発明に適用することで進歩性なしとして拒絶される場合があると考えられる。このような場合に、本件判決で示された考え方を適用し、副引例に記載の事項を適用することができないと反論できる場合があると思われる。この意味で、本件判決は参考になる事例である。

キーワード 特許、進歩性（29条2項）、課題の共通性、作用・機能の共通性、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 佐々木 真人

【注記】

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。